

○秋田県使用済自動車引取業者登録等手数料徴収条例

平成十六年三月二十六日  
秋田県条例第二十一号

秋田県使用済自動車引取業者登録等手数料徴収条例をここに公布する。

秋田県使用済自動車引取業者登録等手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号。以下「法」という。)の規定により引取業者の登録を受けようとする者等から、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 法第四十二条第一項の規定による引取業者の登録の申請 一件につき 三千円
- 二 法第四十二条第二項の規定による引取業者の登録の更新の申請 一件につき 三千円
- 三 法第五十三条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録の申請 一件につき 四千元
- 四 法第五十三条第二項の規定によるフロン類回収業者の登録の更新の申請 一件につき 四千元

(手数料の徴収の時期)

第三条 手数料は、申請があつたときに徴収する。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(平二三条例三六・追加)

(手数料の不還付)

第五条 既に徴収した手数料は、還付しない。

(平二三条例三六・旧第四条繰下)

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成十七年一月一日から施行する。

(秋田県第一種フロン類回収業者登録等手数料徴収条例の一部改正)

2 [秋田県第一種フロン類回収業者登録等手数料徴収条例\(平成十三年秋田県条例第六十九号\)](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成二三年条例第三六号)

この条例は、公布の日から施行する。